

柳井市公告第63号

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年7月27日

柳井市長 井原 健太郎

1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(1) 工事名

新旭橋橋梁補修工事

(2) 工事場所

山口県柳井市伊保庄地内

(3) 工事の概要

工 事 内 容
橋梁補修工 第4径間 L=32.4m 橋梁補修工 24.3m、現場塗装工 27.0m、現場附属物工 24.3m、 構造物撤去工 1式、仮設工 1式

(4) 工期

契約締結の日の翌日から約7月間

(5) その他

この工事は、特別簡易型総合評価方式の適用工事である。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札公告日において、令和7・8年度柳井市建設工事競争入札参加資格者のうち、とび・土工・コンクリート工事の認定を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の主たる営業所を柳井市内に有していること。
- (4) 平成28年4月1日から公告の日までの間に元請人又は共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上であるものに限る。）として、とび・土工・コンクリート工事として発注された公共工事を施工し、引渡しをした実績を有していること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。なお、法第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。
- (6) 監理技術者にあつては、土木工事業又は建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講

- 習」という。)を受講している監理技術者(以下「監理技術者」という。)であること。
- (7) この公告の日から当該入札に係る落札者を決定する日までの間のいずれの日においても、柳井市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

柳井市南町一丁目10番2号
柳井市総務部工事監理室

4 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

柳井市南町一丁目10番2号
柳井市役所 2階202会議室

(2) 日時

令和8年9月2日 午前9時00分

5 入札の方法

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行う。

6 入札に係る手続

- (1) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和8年8月7日午後1時までに柳井市総務部工事監理室に提出すること(日曜日及び土曜日を除く。)。なお、その確認結果を記載した書面を令和8年8月10日までにファクスで通知する。

ア 一般競争入札参加申請書(第1号様式)

イ 同種、類似工事の施工実績について記載した書類(第2号様式)

ウ 主任技術者又は監理技術者の資格及び工事経験について記載した書類(第3号様式)

エ 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

7 入札保証金

免除する。

8 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 郵便又は電信による入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 技術提案資料を提出しない者がした入札
- (5) 工事費内訳書の提出のない入札
- (6) 工事費内訳書に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に

係る掛金の記載がない入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定基準

(1) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び技術提案資料の内容を総合的に評価することにより行う。

(2) 審査基準

技術提案資料に記載された技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ加算点を求める。なお、加算点を求める際の評価項目、基準、配点は、次の表のとおりとする。

評価項目		細 目	評 価 基 準	評価点
(1) 企業の技術力	② 企 業 の 技 術 的 能 力 に つ い て	過去 8 年間の同種工事 (公共工事) の施工実績 の有無	同種工事の施工実績がある	2
			施工実績がない	0
		過去 2 年間の柳井市発注 工事における工事成績評 定点の平均点	8 0 点以上	4
			7 5 点以上 8 0 点未満	3
			7 0 点以上 7 5 点未満	2
			6 5 点以上 7 0 点未満	1
			6 5 点未満又は実績なし	0
		ISO9001 の取得状況	認証取得している	1
			認証取得していない	0
		ISO14001 の取得状況又は 環境活動評価プログラムの 認証状況	ISO14001 を認証取得している	1
			エコアクション 21 を取得している	0. 5
			認証取得していない	0
		労働安全衛生マネジメン ト等の取得状況	認証取得している	1
			認証取得していない	0
	③ 配 置 技 術 者 の 能 力 に つ い て	主任 (監理) 技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する また、若手技術者にあつては、2 級土木施工管理技士の資格を有する (若手技術者とは、入札通知又は公告日時点で満 3 5 歳未満である技術者)	1
			その他	0

		過去 8 年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験がある	2
			施工経験がない	0
		公告日前 1 年間の継続学習（CPD）制度の取組状況	各団体推奨単位の 1 / 2 以上を取得しており継続教育の証明がある場合	1
			取得していない	0
		技能士等の活用	資格を有する者による施工が可能な工種について使用	1
			使用しない	0
(2) 企業の地域貢献度等	① 地域精進度	地理的条件（緊急時の施工体制）	柳井市内に過去 3 年以上継続して本店、工場がある	1
			その他	0
	② 地域貢献度	過去 5 年間の柳井市所管公共施設の災害時応急対策の活動実績	応急対策の活動実績がある	1
			実績なし	0
		過去 1 年間の地域活動実績	地域の活動実績がある	1
			実績なし	0

(3) 加算点の算出方法

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、各項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に柳井市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の表―7 の総合評価方式の型式ごとの当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

(4) 評価値の算定

(3) で算出した加算点に標準点（100点）を加えた合計を「技術評価点」とする。この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値（評価値）を算出する。

【各社の評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格】

以上の結果を工事監理室において取りまとめる。

(5) 落札者の決定方法

柳井市契約規則（平成 17 年柳井市規則第 52 号）第 11 条の規定に基づき定められた

予定価格の制限の範囲内で、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- ・低入札価格調査制度において、不落札に該当しないこと。
- ・入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあること。

10 その他

- (1) 入札に際し、特別簡易型総合評価に関する技術提案資料および入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 設計図書は、令和8年7月28日から令和8年9月1日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、柳井市建設部土木課において、縦覧に供するとともに、2の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- (4) 契約保証金として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は柳井市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 詳細については、柳井市総務部工事監理室（電話0820-22-2111）に問い合わせること。